

平成 29 年度事業方針大綱

ますます加速すると思われる少子高齢化に伴い、「被成年後見人所有の土地」、「空き家」、「所有者不明の土地」、「管理放棄された土地」が顕在化しており、また、起こり得る自然災害等の今日的諸問題に迅速・的確・適正に対応できるようにするためには、土地家屋調査士の業務処理環境の整備が必要かつ急務である。

日本土地家屋調査士会連合会は、グランドデザインに基づく基本計画等を作成して、土地家屋調査士制度の更なる充実発展を目指し、時代に即応した不動産の表示に関する専門家としての登記制度及び法改正や職域拡充への提言も視野に入れ、各土地家屋調査士会との連携の下に邁進していくこととする。

平成 29 年度の事業については、これまで進めてきた事業を継続しつつ、積み上げてきた事業、提言・要望等の成果を育て、さらに、社会的諸問題解決の一翼を担う土地家屋調査士としての専門職能を発揮できる環境の整備・充実のため、全国の土地家屋調査士会の英知を結集して、土地家屋調査士政治連盟との連携を図りながらその実現に向けて、主に次の項目に基づいて、平成 29 年度事業方針大綱を策定する。

1 土地家屋調査士の「調査権限の強化」と「業務処理環境の改善」

土地の境界紛争を未然に防止するための能力担保として、土地家屋調査士による筆界の調査能力を向上させ、業務における調査権等を獲得するため、筆界確認時の「立会要請」、「立会代理」の業務を法改正等により明文化することを見据えて、土地境界確認に関する法律行為の代理を行う能力を制度の中に位置づける施策の実現を目指して行動する。

また、土地家屋調査士が行うにふさわしい関連・附随業務を日常業務において積極的に取り入れ、さらに、地理空間情報の活用推進政策を視野に入れた測量技術・手法の向上等の環境整備を研究し、併せて筆界情報共有化のための環境整備の研究と不動産に係る基礎資料としての基盤情報の構築を通じて、社会から求められる業務領域の拡充を図る。

2 「境界紛争ゼロ宣言!!」の継続的発信

変化する時代のニーズに合った専門家として、全国の会員一人一人が日々研鑽し、情報を共有して、組織力を強化し、土地家屋調査士会の自律・自治機能の向上と協力の下、「境界紛争ゼロ宣言!!」を社会に根付かせるように発信し続けて、土地家屋調査士制度の社会的認知の向上を図る。

また、土地家屋調査士会員は継続的な自己研鑽と研修により専門資格者としての能力担保を維持していること、併せて、筆界特定制度や土地家屋調査士会ADRによる土地の境界紛争を解決する情報と手法を有していることを、会員自らが自覚と矜持を持って、日常業務を通じて国民に示すことができるよう、内外への啓発活動を進める。

3 表示登記制度への継続的な提言と運用

オンラインによる不動産の表示に関する登記申請の利用を更に促進するとともに法定添付情報の原本提示省略等の運用改善、負担軽減を求め、完全オンライン化を目指すための具体的方策を引き続き提言する。

また、登記官が、不動産登記規則第93条ただし書に規定する土地家屋調査士が作成する調査報告書を最大限に活用して、真に実地調査を行うべき事件と省略することができる事件とを的確に峻別できるように、調査報告書の真正担保への認識が土地家屋調査士会員に浸透するよう努め、国が進める不動産表示登記事務の適正・効率化に寄与する。

さらに、筆界特定制度について、土地家屋調査士は筆界調査委員として、利用者である国民からの信頼と期待により一層応えていく必要があることから、引き続き、更なる適正かつ迅速な事件の処理を目指すとともに土地家屋調査士会ADRとの連携を模索する。

4 地図づくりへの貢献

政府の「経済・財政運営と改革の基本方針2016」いわゆる骨太の方針において、地籍調査事業と同様に、本文に登記所備付地図の整備の充実等が明記され、その重要性が各方面に広く認識されるようになってきたことをもとに、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」を強力に推し進めるため、公共調達、競争入札の促進方策について、効率のよい多様な受託体制をとり、適正な業務を適切な報酬で応札できるよう健全な受託体制を整えて、土地家屋調査士が地図づくりに積極的に参画するよう推進する。

また、地籍調査関連事業への参画強化に取り組み、引き続き、国土調査法第19条第5項の指定を利用して、土地家屋調査士の日常業務の成果を活用した地図づくりを推し進める。

5 公共・公益的な視点からの社会貢献

所有者不明土地問題については、国土交通省を事務局とする「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」の最終取りまとめにおいて、これらの問題の更なる拡大を防ぐためには相続登記を促進することが重要であることが改めて確認され、地図整備と同様に骨太の方針に記載された相続登記の促進に関する説明会への参加や、空家等対策としての市町村への情報提供など、引き続き、法務省、関連団体等との連携を図り、土地家屋調査士会及び土地家屋調査士政治連盟の協力の下、地域における社会貢献を積極的に推進する。さらに、所有者不明土地を隣接地とする分筆の登記等を可能にするため、申請代理人を土地家屋調査士と限定された新たな筆界特定制度の活用(筆特活用スキーム)について、社会のツールとして定着するよう積極的な活用を推進する。

また、高齢化社会における国家的問題点を踏まえ、国民に対する法的サービス提供の一つとして、土地家屋調査士による成年後見制度への取組についての検討を継続する。